川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和2年7月31日

Tel 072-633-0444 Fax 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/



Vol. 75

Take a chance and hedge against risks

ラストクォーター2年経過~77歳の今~

「オッカムの剃刀」が、思考上の大原則であることを初めて知った。

ウィリアム・オッカムは中世最大の哲学者だと立花隆氏はいう。人間が立てる論というのは、論理の積み重ねの上でつくられる構築物ではない。本当にその存在が、必要とされることが明らかになっていないものは、剃刀で切るみたいに切り捨てろ。西欧では、政治でも経済でも社会現象でも、くどい議論をする人は全て敗けるようになり、すっきりした議論が勝つようになる。「知の旅は終わらない」(文春新書 立花隆)から教えられた哲学概念である。

我が人生にぽっかりと欠落している知見、戦争前後の昭和史。左右両翼の学生の暴力的衝突と特別 高等警察の対応。国家の要人を連続して暗殺しようとするテロリスト集団とその背景。

殆ど知らないことばかりで、興味津々で読むうち、立花隆氏の関連著作を大量に買い求めることとなった。お陰様で様々な事象を知り、理解することが可能となった。今後も再読、再々読を予定している。

今までの反省ばかりの人生に与えてくれたのは、藤原正彦氏(作家・数学者)の言葉「これからが、 これまでを決める」。

「これまでがこれからを決める」欧米型の世界観では、原因があって結果があるというのとは真逆の発想。過去の行状を発露したご本人は、これぞ東洋哲学だと喜んでおられた。これからの生き方次第で、これまでの人生の意味が違ってくると・・・

新型コロナ禍で、生活様式の変化をメディアは伝える。その上、その変化も加速してくると。 宮田裕章氏(慶応大学医学部教授)はいう。これからは明らかに多くのものが変わっていくことを前 提に未来を考えなくてはいけない。リーマンショック後に起きた変化に対して、非日常が新しい常態 になるという文脈で使われた概念、ニューノーマル(新しい日常)。例えば、対人接触を伴う業種は、 短期的に大きな制約を受けるが、最高峰のレストランがテイクアウトを始め、家にいながら食べられ るようになるなど、今までの概念を超えた新しい文化が生まれるという。(文藝春秋7月号 有働由美 子氏との対談より)

今はなき、二千日回峰行者酒井雄哉大阿闍梨だったら、どう対応されるだろうか。

"一日が一生です。歩くことが生きること。雨の日も風の日も山を越え、谷を渡る。花を見て、花を愛す。人に会って、人を愛す。道ははるかなり。"

☆ 社会保険労務士事務所開設のお知らせ ☆

当事務所内にて、ラディアス社会保険労務士事務所を開設いたしました。今後は、社会保険関係のお手伝いもさせて頂くことが可能となりました。

ご依頼、ご用命の際は、お気軽にお問い合わせください。

夏期体業のお知らせ

8/11 (火) ~8/14 (金) は 夏期休業とさせて頂きます。 8/17 (月) より通常営業いたします。



新型コロナウィルス感染症緊急経済対策

5月にダイナソーエクスプレスでも給付金等のお知らせをさせて頂きましたが、7月の第2次補正予算を受けて、新たな対策が打ち出されました。

◆固定資産税等の軽減

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担が軽減されます。(令和3年度の課税分)

令和2年2月~10月までの任意の連続する 3ヶ月間の売上高が、前年同期間と比較して

30%以上50%未満減	1/2軽減
50%以上減	全額軽減

なお、この軽減措置は、令和3年1月31日までに、認定 経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告し た者に適用されます。

当事務所は、認定経営革新等支援機関に認定されております。

◆家賃支援給付金(経済産業省)

新型コロナウィルス感染症の拡大を景気として自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、一定のテナント事業者に対して支給されます。

令和2年5月~12月において下記のいずれかに該当する者

いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減

給付額は、申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき 算出される給付額(月額)の6ヶ月分です。法人で最大 600万円、個人で最大300万円が給付されます。

	給付率	給付上限額(月額)
原則 支払家賃(月額) の2/3	法人50万円	
	個人25万円	
例外措置(複数店舗	上欄に加え、支払家賃(月額)	法人100万円
を所有する場合等)	のうち給付上限超過額の1/3	個人50万円

詳細やご不明点等は、HPなどで確認頂くか、当事務所までお問い合わせください。

新型コロナウィルス感染症の影響で、国や 自治体から助成金と言った名目で支給される 金銭(商品券等の経済的利益も含む)が、所 得税・法人税の課税対象になるか否かはその 助成金等により異なる。

助成金等の支給根拠の法令等で非課税と規定されるものや、心身又は資産に加えられた損害につき支給される相当の見舞金など所得税法で非課税と規定されるものには、所得税は課されない。雇用保険の失業給付金や住民基本台帳に記録されている者一人につき10万円が支給される「特別定額給付金」等は非課税だ。

一方、事業者の収入が減少したことへの補償や、 賃金等の支出の補填を目的に支給されるものなど、 業務上の取引に関連して支給される助成金等は、 事業所得等として課税対象となる。

「小学校休業等対応助成金」「雇用調整助成金」などは、事業所得等として課税対象となる。 また各自治体が一定の事業者に給付する「応援給付金」等や「持続化給付金」も課税対象とされている。

なお、こういった事業所得等として課税される 助成金であっても、消費税は不課税となる。

参考文献「税務通信」

36協定の提出はお済みですか?

労働基準法では、原則、1日8時間、1週40時間までしか労働者を働かせることはできません。また、1週間に1日は休日としなければなりません。もし使用者がこれに違反すると、「6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金」という厳しい罰則が用意されています。

ただし、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」いわゆる36(サブロク)協定を労使間で締結し、所轄の労働基準監督署に提出することで、例外的に1日8時間・週40時間を超えて働かせても、また、1週間に1度の休日に労働させても、使用者は罰則を受けなくて済むことになります。これは、実際に割増賃金を支払っていても、未提出の場合、労働基準法違反になります。

もちろん、残業させてもいい時間には上限はありますが、使用者は1分でも残業させる可能性が



あるなら、この36協定を提出しておかなければなりません。労働基準監督署の調査が入った場合は、一番にチェックされる書類であり、非常に重要な協定書となります。